

第3章 計画の内容

1

すべての子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます

(1) 子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進

【現状と課題】

- 我が国の18歳未満の子どもの貧困率は過去最悪となっており、さらにひとり親世帯の貧困率は、その他の世帯と比べて大幅に高くなっています。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要であることから、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援の施策を総合的に推進していく必要があります。
- 支援に当たっては、支援の緊急度が高い、生活保護世帯、ひとり親家庭の子どもについて、学習支援を中心に施策を講じる必要があります。

【主な施策展開】

① 貧困の状況にある世帯への教育及び生活の支援の充実

生活保護受給世帯等の生活困窮家庭や経済的に不安定なひとり親家庭の子どもが、十分な教育が受けられず将来に不利益な影響を受けることのないよう、学習支援を行います。

ひとり親世帯、多子世帯に対する市営住宅入居の促進に取り組みます。

<主な事業>

- 生活保護受給世帯学習支援事業
- ひとり親家庭学習支援事業
- 市営住宅入居抽選時の優遇措置

② 自立に向けた就労相談・支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援機関において包括的な相談支援を行うとともに、生活保護受給者等に対し、雇用と福祉施策の一体的な支援を行うなど、自立に向けた支援を行います。ひとり親に対しては、そのニーズに応じた就労相談・支援、仕事と子育てや家事との両立への支援の充実を図ります。

<主な事業>

- 生活困窮者自立相談支援事業
- 就労支援窓口の全区役所設置によるハローワークとの一体的な支援
- 母子家庭等就業支援事業
- 母子家庭等自立支援給付金事業

③ 各種手当や助成等による経済的支援の充実

児童手当の支給や一定の所得以下の世帯等に対し保育料や授業料の減免などの経済的な支援を行います。

<主な事業>

- 児童手当の支給
- 保育料の軽減・減免
- 市立幼稚園の授業料減免
- 市立高等学校の授業料減免
- 就学援助

(2) ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

- ひとり親家庭を対象とする児童扶養手当の受給者数は年々増加しています。
- 母子家庭は、所得が低く雇用状況が不安定な傾向にあるため、就労経験等に応じた就労支援を行い、自立を支援する必要があります。また、仕事と子育てや家事とを両立するためには、就労支援とともに日常生活への支援の充実が必要です。
- 父子家庭に対しては、特に家事や子育てへの支援が求められています。
- ひとり親家庭は、経済的に不安定な状況にあることから、子どもの大学等への進学率が低い実態があるため、子どもに対する支援を強化する必要があります。

【主な施策展開】

① ひとり親家庭の自立に向けた生活支援の充実

ひとり親家庭に対し、自立に必要な福祉制度等の情報提供・相談指導、交流や情報交換を行う機会の提供等を推進し、生活支援を図ります。

また、ひとり親家庭の仕事と日常生活の両立に向けた支援の充実に取り組むとともに、子どもの心に寄り添うピア・サポートを伴う学習支援や進学相談等を実施し、進学や将来への不安感を解消し、自立を促進します。

<主な事業>

- ひとり親家庭相談支援の充実
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ひとり親家庭学習支援事業（再掲）

② ひとり親に対する就労相談・支援の充実

ひとり親の個々のニーズや就労経験等に応じ、きめ細かな就労相談や、就職に有利となる資格・技能習得を支援するとともに、雇用形態の改善のためのキャリアアップや転職支援、雇用確保のための企業への働きかけなど、就労支援の充実に取り組みます。

また、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談等の実施について検討します。

<主な事業>

- 母子家庭等就業支援事業（再掲）
- 母子家庭等自立支援給付金事業（再掲）

③ ひとり親家庭に対する各種手当や助成等による経済的支援の充実

児童扶養手当の支給や医療費の補助、水道・下水道料金の減免などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、就労や子どもの就学等を目的とする各種資金の貸付けや養育費等に関する相談支援を行い、経済的な自立を促進します。

<主な事業>

- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭等医療費補助
- 水道料金の減免
- 下水道使用料の減免
- 母子及び父子福祉資金の貸付け
- ひとり親家庭特別相談事業

目標	指標	25年度実績	31年度目標
経済的に自立しているひとり親家庭の割合を増やします	高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業支援センター及び就労支援窓口登録者の就業者数	156人	203人

(3) 障害のある子どもに対する支援

【現状と課題】

- 子どもの人口が、ほぼ横ばいで推移する中、障害児数は増加傾向にあります。また、近年、こども療育センターにおける発達障害に関する新規相談件数が増加しています。
- こども療育センターを中心とする専門機関において、障害の早期発見・診断から治療・療育に至る保健・医療・福祉サービスの充実に取り組む必要があるとともに、障害のある子どもの家族に対する支援を充実する必要があります。
- 保育園、幼稚園などの地域の身近な施設と専門機関との連携に基づく、一人一人に応じたきめ細かい、一貫した支援体制の充実が求められています。また、障害のある子どもの放課後等における居場所の確保などに取り組む必要があります。
- 小児慢性特定疾病については、子どもとその家族の療育生活を支える様々な支援のニーズが高まっています。
- 保育園において、発達障害のある乳幼児の入園希望者が増加しており、こうした状況に適切に対応するため、保育士の専門性を高めていく必要があります。
- 幼稚園においても、発達障害等、特別な教育的支援を必要とする幼児が増加しており、これまで以上に教育的ニーズに応じてきめ細かく対応していく等、特別支援教育を充実させる必要があります。
- 障害のある子どもの就労に向けた支援を充実する必要があります。

【主な施策展開】

① こども療育センターにおける支援の充実

こども療育センターの受診を希望する子どもを速やかに診断し、適切な支援を行うため、医師等専門スタッフの充実を図るとともに、療育の質を向上させるための取組を行います。

相談支援体制や障害児療育の充実などのソフト面における取組と合わせて、狭あい化かつ老朽化している施設の建替え整備を行います。

<主な事業>

- こども療育センターの医師等専門スタッフの充実
- 発達障害児に対する療育の外部評価の実施
- 児童相談所及びこども療育センターの建替え整備

② 発達障害のある子どもへの支援の充実

乳幼児健康診査における保育士、心理相談員の配置や、従事スタッフへの研修などにより、発達障害の早期発見と支援技術の向上を図ります。

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切な支援を行うために、こども療育センターや医療機関の連携強化を図るとともに、相談支援体制の充実に努めます。

発達障害のある子ども（小学校1・2年生）に対し、医療費の補助を行うほか、発達障害診断後の家族に対して、障害のある子どもへの理解と対応等についての研修を行うとともに、同じ悩みを抱える家族同士の情報交換の場の提供に取り組みます。

<主な事業>

- 発達障害者支援センター事業
- 発達障害者相談支援従事者研修の実施
- 発達障害者オープン相談
- 発達障害者早期発見・支援体制の整備事業
- 乳幼児等医療費補助（発達障害児支援）
- 発達障害者家族の集いの開催

③ 障害のある子どもへの地域等における生活支援の充実

こども療育センターなどの専門機関と保育園、幼稚園、学校等との連携を深めるなど、相談支援体制の充実を図るとともに、福祉サービスの基盤整備と質の向上、地域生活の支援、交流活動や放課後活動等の充実に努めます。

保護者が用務や休養等により、障害のある子どもの介護が一時的に困難となる場合に、短期入所や日中一時支援などの必要な支援を行います。また、障害児入所施設に入所している子どもへの必要な支援を行います。

小児慢性特定疾病にり患している子どもとその家族への支援については、小児難病相談室での相談や情報提供等に加え、保育園や学校等の関係機関との連絡調整や巡回相談などの支援体制の充実に取り組みます。

<主な事業>

- 障害児相談支援事業 ○障害児等療育支援事業
- 児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援
- 特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業
- 特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業 ○短期入所 ○日中一時支援
- 障害児入所支援 ○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

④ 障害のある子どもに対する保育の充実

保育士に対し研修を実施することにより、専門性を高め、障害のある子どもとその保護者に対して適切な支援を行います。

<主な事業>

- 障害児保育 ○発達支援コーディネーターの養成

⑤ 特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする子どもに対して適切な指導を行うため、専門家チームによる巡回相談指導や特別支援教育コーディネーターの養成、教員の専門性向上のための研修の実施など、校内支援体制の充実に図ります。また、特別支援学校の専門性等を活用し、相談支援体制の充実に取り組みます。

<主な事業>

- 特別支援教育体制充実事業 ○特別支援教育アシスタント事業
- 特別支援教育に係る教員研修 ○私立幼稚園特別支援教育研究事業
- 特別支援教育におけるタブレット端末にかかる調査・研究事業
- 特別支援学校における相談支援体制の充実

⑥ 障害のある子どもの社会参加や職域の拡大に向けた取組の推進

障害のある子どもの社会的自立に資するために、職場見学や職場実習の体験等を行うとともに、就労支援アドバイザー等を活用した就労に向けた取組を推進します。

<主な事業>

- 特別支援学校高等部における職業教育の充実 ○視覚障害児の職域拡大支援事業

(4) 子どもの遊び場と居場所づくりの推進

【現状と課題】

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 25 年 9 月）によると、保護者の多くは、自身の子ども時代と比べて、子どもの遊び環境に不満を抱いており、その理由は、「自然に触れ合える場がない」、「近所に遊び場がない」、「遊び場やその周辺の環境が悪くて、安心して遊べない」などが多くなっています。
- 子どもたちが屋外で安心して遊べる場所や、放課後などに安全で安心して過ごせる居場所を確保する必要があります。
- 子どもたちが、社会性を身につけ、人との調和のとれた豊かな人間形成を図ることができるよう、社会体験、自然体験、生活体験などの様々な体験や交流を行うことができる環境とこれらの活動を支えるマンパワーを充実させる必要があります。

【主な施策展開】

① 子どもの遊び環境及び居場所の充実

子どもが遊びを通じて様々な体験をすることができるよう、公園、教育施設など様々な社会資源の活用に向けて取り組むなど、子どもの遊び環境の充実を図ります。

児童館の整備を推進するとともに、学校施設等を活用し、地域団体の協力を得て、良質で安全な子どもたちの放課後等の居場所づくりに取り組みます。

<主な事業>

- 公園・緑地整備 ○冒険遊び場事業 ○児童館運営・整備
- 放課後プレイスクール事業 ○放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）の運営

② 地域における体験・交流活動に対する支援の充実

地域住民等と連携・協力しながら、地域の身近な場所における子どもたちの体験・交流活動等を推進するとともに、専門的知識・技術を有するスタッフの派遣などの支援を行い、活動を支えるマンパワーの充実を図ります。

<主な事業>

- 広島市小学校スポーツ交歓大会 ○三滝少年自然の家主催事業
- 似島臨海少年自然の家主催事業

目標	指標	25年度実績	31年度目標
遊び環境の充実に取り組めます	児童館の整備数	110か所	118か所

（５）児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

- 核家族化の進展や地域のつながりの弱体化などによる子育て家庭の孤立化、子育てに対する不安や負担感の増大、生活困窮などの社会経済状況を背景に、児童虐待の相談・通告件数は年々増加傾向にあります。
- 児童虐待は子どもに対する重大な人権侵害であり、社会全体で取り組むべき課題です。その対応として、児童虐待との関連性が指摘されている乳幼児健康診査の未受診者への対策など、発生予防のための取組を充実させるとともに、早期発見・早期対応、保護から支援に至るまでの切れ目のない総合的な取組を行う必要があります。教育、福祉、医療、保健、警察等の関係機関を含め、地域社会全体で子どもを守る支援体制を構築する必要があります。
- 乳幼児健診や予防接種などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けず接触が図れない、小学校入学当初から学校に来ず連絡が取れないなど、居住実態が把握できない子どもについては、虐待発生のリスクが高いことが指摘されていることから、関係機関が連携してその家庭の実態把握に努め、支援につなげる必要があります。

【主な施策展開】

① 虐待の予防と早期発見・早期対応

母子健康手帳交付時の保健指導や、こんにちは赤ちゃん事業等で把握した、子育ての負担が重いと考えられる妊産婦や乳幼児のいる家庭に対して家庭訪問等の支援を行うほか、乳幼児と保護者が気軽に集える常設オープンスペースを設置するなど、孤立化の防止や、育児の負担感等の軽減を図ります。

また、乳幼児健康診査の未受診者対策の充実を図り、支援が必要な家庭の把握と関係機関と連携した継続的な支援を行います。

児童相談所、福祉事務所、学校、警察等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において情報の共有化などを図り、要保護児童等の早期発見・早期対応に努めます。

児童相談所における夜間・休日電話相談の実施や、一時保護や施設入所措置などにより、児童虐待通告・相談への早期対応に取り組みます。

子どもに関する相談支援機能を強化するため、身近な相談窓口である区役所こども家庭相談コーナーを全区に拡大します。

居住実態が把握できない児童については、その家庭の実態把握のための仕組みを構築するとともに、必要な場合には要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携して、支援を行います。

<主な事業>

- 児童虐待予防対策事業
- こんにちは赤ちゃん事業
- 家庭訪問指導事業
- 養育支援訪問事業
- 広島市要保護児童対策地域協議会の運営
- 家庭児童相談室（こども家庭相談コーナーの拡大を含む。）運営

② 虐待を受けた子ども等への支援の充実

臨床心理士によるカウンセリングなどにより、施設入所等で分離した後の子どもや保護者に対する支援を行います。

また、狭あい化かつ老朽化している児童相談所の建替え整備を行います。

要保護児童対策地域協議会の活用等により、教育、福祉、医療、保健、警察等の関係機関との連携を強化し、適切な支援を行います。

<主な事業>

- 児童虐待防止対策事業
- 児童相談所及びこども療育センターの建替え整備（再掲）
- 広島市要保護児童対策地域協議会の運営（再掲）

目標	指標	25年度実績		31年度目標	
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合を増やします	4か月児健康相談、1歳6か月児健診、3歳児健診質問票で、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると回答した親の割合	4か月	88.7%	4か月	94.0%
		1歳6か月	79.6%*	1歳6か月	82.1%
		3歳	74.5%*	3歳	77.0%

※1歳6か月児健診及び3歳児健診については、平成17年度以降の実績が未把握であることから、16年度以降、4か月児健康相談と同程度実績が増えたと仮定して、25年度実績値を設定した。

(6) 社会的養護体制の充実

【現状と課題】

- 児童虐待や親の経済的困窮、養育力の低下等により、社会的養護を必要とする子どもが増加しています。
- 子どもたちが、地域で家族とともに安定した生活ができるよう支援する一方、やむを得ず家族と離れて暮らす子どもに対しては、社会的養護体制の整備により、安定した養育環境を整える必要があります。
- 家庭環境に恵まれない子どもが、大人との適切な愛着形成を築くため、できる限り家庭的な環境の下で社会的養護を行うとともに、施設等における子どもの健全な育成と社会的自立を支援する必要があります。また、子どもが施設等から家庭に戻った後の見守り等の支援を充実する必要があります。

【主な施策展開】

① 施設・里親等による養育支援の充実

児童養護施設等へ入所した子どもに対して個別援助の充実を図るとともに、家族関係の修復や子どもの自立支援に努めます。

広島県家庭的養護推進計画（仮称）に基づき、社会的養護が必要な児童が、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で健やかに育つことができるよう、施設及び関係団体等と連携・調整し、施設養護においては、児童6～8人を生活単位とした小規模グループケアを推進します。また、里親制度の広報啓発や里親への支援体制の充実等により、里親委託の増加を図るとともに、ファミリーホームの設置を促進します。

施設については、職員配置を充実し、施設に入所している子どもに対するケアの充実を図るとともに、入所している子どもの、退所後の自立につながるよう学習支援の充実を図ります。

<主な事業>

- 里親支援事業 ○ファミリーホーム開設時補助
- 民間児童福祉施設加配職員人件費補助
- ㊦児童養護施設等入所児童に対する学習支援事業

② 施設退所後の子どもへの自立支援の充実

施設退所後の子どもの居場所づくりや就労継続などの相談に応じるアフターケアを推進するほか、自立援助ホームの設置を推進し、子どもの社会的自立を支援します。

施設や児童相談所における家族再統合への支援を強化するとともに、見守り体制構築等の関係機関における連携強化により、施設退所後の子どもの安全・安心の確保を図ります。

<主な事業>

- 児童養護施設退所児童等アフターケア事業 ○自立援助ホーム開設時補助

目標	指標	25年度実績	31年度目標
社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てます	施設入所児童のうち、小規模グループケアで生活する児童の割合	9.3%	27.3%

目標	指標	25年度実績	31年度目標
社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てます	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	13.6%	19.7%
施設退所後の子どもの社会的自立を支援します	自立援助ホーム(シェルターを除く)設置か所数	0か所	2か所

(7) 子どもの権利の尊重と社会参加の促進

【現状と課題】

- 「児童の権利に関する条約」に掲げられている暴力や虐待からの保護、教育を受ける権利などの子どもの権利は、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利です。しかしながら、いじめや児童虐待などの重大な子どもの権利侵害が依然として発生しており、子どもの権利について引き続き普及啓発を図る必要があります。
- また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などの社会環境の変化の中で成長していく子どもに対し、自主性や社会性を育むための機会を充実させる必要があります。
- 広島市子どもの生活に関する調査（平成 26 年 1 月）によると、相談窓口に望むこととして、小学生、中学生、高校生とも、「どんな話でも聞いて、真剣に受け止めてくれる」、「困ったときにいつでも相談できる」などの回答の割合が高くなっており、子どもにとってわかりやすく、安心して利用できる相談窓口が求められています。
また、複雑・多様化している子どもの成長に関する様々な問題に対応するため、関係者が連携し、総合的に対応していく必要があります。

【主な施策展開】

① 子どもの権利の啓発

人権講演会の開催や人権の花運動などにより、子どもの権利に係る普及啓発を行います。

<主な事業>

- 人権講演会 ○人権啓発資料作成 ○学校人権教育推進事業

② 子どもの自主性や社会性を育む機会の充実

広島キッズシティや冒険遊び場の開催、ボランティア活動の推進などにより、子どもの自主性や社会性を育む機会の充実を図ります。

<主な事業>

- 広島キッズシティの開催 ○冒険遊び場事業（再掲） ○ボランティア活動の推進

③ 子どもに関する相談支援機能の強化

子どもが気軽に相談できる窓口の周知に引き続き取り組むとともに、複雑多様化する青少年問題に適切に対応するための相談の実施や、身近な相談窓口である区役所こども家庭相談コーナーを全区に拡大するなど、子どもに関する相談支援機能の強化を図ります。また、虐待を受けた子どもを始めとした要保護児童等の早期発見と適切な保護又は支援を行うため、要保護児童対策地域協議会の活用など関係機関との連携強化を図ります。

<主な事業>

- ひろしまチャイルドライン（子ども電話相談）運営に対する助成
- 家庭児童相談室（こども家庭相談コーナーの拡大を含む。）の運営（再掲）
- 青少年総合相談センターの運営

(1) 子どもと親の健康づくりの推進**【現状と課題】**

- 少子化等に伴い、乳幼児の世話をする経験がないままに親になる場合があるなど、子育ての知識・経験や子どもの成長・発達への理解が不足している状況があります。また、子育てに対する負担・不安を一人で抱え込む親もいます。
- そのため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて切れ目なく、母子の健康や子育てについての情報提供、相談などの支援及び医療体制を充実させる必要があります。また、小児救急医療体制については、引き続き、体制の維持・確保が必要です。
- 安全な妊娠や出産のためには、妊娠中の栄養及び禁酒・禁煙等についての知識の普及など、妊婦の健康管理を充実する必要があります。また、子どもの健やかな発育を促すためには、食生活や運動など、子どもにとって望ましい生活習慣等を定着させるとともに、乳幼児をもつ保護者に対して、たばこの害に関する知識の普及や受動喫煙の防止を推進する必要があります。
- 乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着のため、乳幼児期における食育の重要性について保護者の意識を高める必要があります。

【主な施策展開】**① 母体や子育てに関する情報提供・相談**

親になる前の青年期の若者に対して、妊娠、出産、子育て等についての情報提供を行い、知識の普及啓発を図るための取組を検討します。

妊婦や乳幼児についての健康管理や子育てに関する情報提供、相談等を行うことにより、安全な妊娠・出産及び子どもの健全育成を支援するとともに、出産や子育てに対する不安感の解消を図ります。

乳幼児をもつ保護者に対し、喫煙や受動喫煙、飲酒の影響についての普及啓発を行います。

これらの情報提供等については、日常的にインターネット等を活用する近年の実態に応じた方法の検討を行います。

<主な事業>

- 母子健康手帳の交付及び妊婦相談
- 地域子育て支援センター育児講座
- 思春期保健対策事業
- 子育てハンドブックの作成

② 切れ目のない妊娠・出産・子育ての支援

妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく、妊産婦や家族からの相談への対応や支援のコーディネートを行うための体制づくりを進めます。

妊産婦の状況を継続的に把握し、支援を必要とする妊産婦等に適切な支援が提供できるよう、助産師による継続した訪問支援や、産婦人科等で産婦の心身のケアを行うサービスなど、心身の不調や育児不安を軽減するためのサービス等の支援策を充実します。

<主な事業>

- ①母子保健コーディネーターの設置
- ①産前・産後サポート事業
- ①産後ケア事業

③ 母子保健医療の充実

妊婦健康診査について、国が示す望ましい基準に従った実施を確保するとともに、受診勧奨を行います。

乳幼児健康診査の受診勧奨により、受診率を高めるとともに、健康相談室や訪問支援等の実施により、子どもの発達や健康、不慮の事故の未然防止などについての啓発及び適切な支援を行います。

<主な事業>

○妊婦乳児健康診査事業等 ○健康相談室 ○家庭訪問指導事業（再掲）

④ 小児救急医療体制の維持・確保

急病時の受診相談先など小児の急病時に役立つ情報の提供や、年末年始等における小児救急医療体制の確保に取り組みます。また、総合周産期母子医療センター等との役割分担と連携により、妊産婦や新生児が適切に医療を受けられる周産期医療体制の確保に努めます。

<主な事業>

○小児救急適正受診啓発事業 ○小児救急医療体制

⑤ 食育の推進

食を大切に、食を楽しむ心を育てるため子どもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供を行うとともに、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着等に向けて、家庭や地域と連携した取組を推進します。

食に興味や関心を持つことができるよう、保育園・幼稚園・学校において保護者も含めた食に関する取組を実施します。

<主な事業>

○広島市食育推進計画の推進 ○食育教室、食生活相談
○保育園・幼稚園における食育の推進 ○学校における食育推進事業

目標	指標	25年度実績	31年度目標
乳幼児健康診査の受診率を高めます	4か月児健康相談受診率	95.4%	100%

〔2〕子育て家庭に対する養育支援

【現状と課題】

- 核家族化の進展や地域のつながりの弱体化などにより、子育て家庭の孤立化や、子育てに対する不安や負担感の増大が生じています。
- そうした中で、子育てや子どもの成長に喜びを感じることを通じて、親としての成長を促すよう、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とした相談、交流機会の提供などの支援を充実させる必要があります。
- 根深く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男性の子育て等への参画を促進する支援を行う必要があります。

【主な施策展開】

① 子育てに関する相談支援体制の充実

子育てに対する不安や負担感の軽減を図るため、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施や、各区の地域子育て支援センターや家庭児童相談室（こども家庭相談コーナー）において相談・助言等を行うとともに、保健師等の訪問による支援の一層の充実を図ります。

常設オープンスペースの開設を進め、親子の交流や親同士の情報交換の機会を提供するとともに、利用者のニーズに対応するよう一時預かり等の新たな機能の付加を検討します。また、地域のオープンスペースの活動が活性化するよう、担い手の養成や地域団体等によるネットワークづくりなどの支援策を充実します。

幼稚園、保育園を開放し、地域の就学前の子どもたちに遊びの場を提供するとともに、幼児をもつ保護者の子育てに関する相談等を行います。

<主な事業>

- こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- 家庭児童相談室（こども家庭相談コーナー）の運営（再掲）
- 家庭訪問指導事業（再掲）
- 常設オープンスペースの設置 ○地域のオープンスペースへの支援の充実
- きんさい！みんなの保育園事業（園庭開放）
- 就学前教育・保育推進事業（幼児のひろば、親育ち・子育て支援）

② 父親の子育て参加の促進

父親の育児参加を促進する講座や、常設オープンスペースでの父親参加イベントの開催等により、父親同士、家族同士の交流を促進するとともに、情報誌の配布などにより、子育て等に関する学習機会の提供や啓発を行います。

<主な事業>

- パパとママの育児教室 ○つどいの広場事業
- 子育てハンドブックの作成（再掲）

(3) 教育・保育サービスの充実

【現状と課題】

- 共働き家庭を含め、女性の社会参加が増加し続けている中で、多様な社会参加と安心した子育てが両立できるような環境づくりが求められています。
- 子どもの健やかな成長を支援するため、質の高い乳幼児期の教育・保育を提供する必要があります。
- 就労形態の多様化や保護者の子育て負担の増大などに対応するため、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育などの充実に取り組む必要があります。
- 障害等により支援を必要とする子どもを将来の自立に向けて支援するため、障害のある子どもに対する教育・保育の充実に取り組む必要があります。
- 保護者が多様な施設・事業の中から適切に選択できるよう、きめ細かい相談と情報提供ができる環境を整える必要があります。
- 待機児童を解消し、それを継続していくため、引き続き、受入枠の拡大に取り組むとともに、受入枠拡大を支える保育士の確保対策に取り組む必要があります。

【主な施策展開】

① 教育・保育の質の向上

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくため、教育・保育の質の向上に取り組みます。

保育園、認定こども園及び地域型保育事業所においては、広島市保育カリキュラム等を活用した研修などの実施により、また、幼稚園においても、特別支援教育などの各種研修の実施により、職員の専門性を高め、資質向上を図ります。また、地域型保育事業所から連携施設への円滑な接続等について検討します。

さらに、認可外保育施設についても、保育に必要な知識・技術に関する研修を行うとともに、原則年 1 回、立入調査の実施により、保育内容及び保育環境を確認し、必要な指導を行うことにより、保育の質の向上を図ります。ベビーシッターについては、国の方針を踏まえ、適切に対応していきます。

また、「就学前教育・保育プログラム」の普及啓発を図るとともに、各小学校区において幼稚園、認定こども園、保育園、小学校の教員等で構成する連携推進委員会を設け、合同研修会や交流事業などの実施により、幼稚園や保育園等と小学校の連携を推進します。こうした取組により、特別な教育的支援を必要とする幼児が小学校入学後、適切な指導及び必要な支援を受けることができるようにします。

<主な事業>

- 保育園等職員の資質向上
- 認可外保育施設の指導監督及び研修
- きんさい！みんなの保育園事業（認可外保育施設等との交流）
- 就学前教育・保育推進事業（「就学前教育・保育推進プログラム」の普及、実践）
- 特別支援教育体制充実事業（再掲）
- 特別支援教育に係る教員研修（再掲）

② 多様な教育・保育サービスの提供

保護者のニーズ等を踏まえ、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育などのより一層の充実を図るとともに、子育ての負担感の軽減などに対応するため、新たな一時預かり事業等、ニーズに対応した子育て支援事業の実施を検討します。

障害のある子どもと健常な子どもとの統合保育を通して共に育ちあうよう、専門機関との連携を図りながら保育の充実を図ります。

子どもと保護者等が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

また、障害のある子どもの諸課題について、相談活動を通して、適切な就学や課題解決への援助、望ましい指導の在り方に係る助言を行います。

<主な事業>

- 延長保育 ○休日保育 ○一時預かり（預かり保育） ○病児・病後児保育
- 障害児保育（再掲） ○ファミリー・サポート・センター事業
- 保育サービス相談事業
- 青少年総合相談センターにおける障害のある子どもの就学・教育相談
- 特別支援学校における相談支援体制の充実（再掲）

③ 保育園入園待機児童の解消

地域ごとの将来の保育需要に基づき、賃借物件による既存の保育園の分園整備、既存の幼稚園・保育園の認定こども園化、既存の認可外保育施設の認可化等及び既存施設の定員変更によることを基本としながら、新規整備を含む必要な確保方策を進めます。

整備に当たっては、民間事業者を主体とし、また、既存施設等の活用や、既存の事業、制度を工夫することで受入枠を拡大します。

保育士の確保を図るため、関係団体や県と連携し、就業支援、就業継続（離職防止）及び再就職支援の取組を行います。また、保育士等職員の処遇向上に取り組めます。

<主な事業>

- 認可外保育施設認可化移行支援事業 ○民間保育園整備補助
- 小規模保育事業 ○保育士確保対策事業

④ 私立保育園・幼稚園等への支援

私立保育園・幼稚園等は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる乳幼児期において重要な役割を担っていることから、子ども・子育て支援新制度等を踏まえて、安定的な運営への支援について検討します。

<主な事業>

- 私立保育園の運営基盤の強化 ○保育園等職員の資質向上（再掲）
- 私立幼稚園振興事業（研修費・教材教具整備費の助成）
- 私立幼稚園特別支援教育研究事業（再掲）

(4) 子どもの放課後等の居場所の充実

【現状と課題】

- 共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、昼間、保護者が家庭にいない世帯が増えており、子どもの就学後も仕事と子育ての両立支援を図る必要があります。
- そのため、放課後などにおける小学生を対象にした居場所の充実に取り組む必要があります。

【主な施策展開】

① 放課後等の居場所の充実

保護者の仕事と子育ての両立支援を図るため、放課後の子どもの居場所の充実に努めます。

放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）については、受入体制の整備に取り組むとともに、良質なサービスを提供する上で、これまで課題となっていた大規模・過密クラスの解消、多様な就労形態に対応する入会基準の見直しなどに取り組めます。

また、保護者の急な用事等での一時預かりに対応するための子育て支援事業に取り組めます。

<主な事業>

- 放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）の運営（再掲）
- 特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業（再掲）
- ファミリー・サポート・センター事業（再掲）

(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 25 年 9 月）によると、子育ての精神的負担を減らすために必要な支援として、6 割以上が「経済的支援」と回答しています。子育て家庭の実態等を踏まえ、引き続き経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

【主な施策展開】

① 保育料、教育費の負担軽減

国の動向等を踏まえ、保育料、教育費の負担軽減に引き続き取り組みます。

<主な事業>

- 保育料の軽減・減免（再掲）
- 市立幼稚園の授業料減免（再掲） ○私立幼稚園就園奨励費補助
- 市立高等学校の授業料減免（再掲） ○就学援助（再掲）

② 医療費の負担軽減

乳幼児及び発達障害のある子ども（小学校 1・2 年生）並びにひとり親家庭等に対して医療費を補助することにより、子育て家庭に対する経済的負担を軽減します。また、子どもの健やかな成長を支援するため、養育医療給付や小児慢性特定疾病医療費助成事業等により子どもの医療費等の助成を行います。

不妊治療の高額な医療費負担を軽減するため、その費用の一部を助成します。

<主な事業>

- 乳幼児等医療費補助 ○ひとり親家庭等医療費補助（再掲）
- 養育医療給付 ○小児慢性特定疾病医療費助成事業
- 不妊治療費助成事業

(1) 社会全体で子どもを育てる環境づくり

【現状と課題】

- 合計特殊出生率が人口を安定的に維持できる水準を大きく下回り、少子化が進展している状況です。少子化の背景には、結婚や出産に対する価値観の変化、子育てと仕事が調和する環境整備の遅れ、子育てに対する親の負担感の増大などの問題があります。
- 保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、実際の子育て経験を通じて親として成長できるよう、社会全体で支援していく必要があります。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、相互に協力しながら、各々の役割を果たすことが必要です。

【主な施策展開】

① 子育てに対する地域社会の支援の充実

幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図り、子どもの健やかな成長を促進します。

子育て支援に積極的に取り組む中小企業に対する融資制度の普及や事業所内保育施設の設置促進などにより、企業の仕事と子育ての両立に向けた環境整備を支援します。

家庭の子育て力の向上のため、子育て家庭が、子育てを終え多様な知識や経験を有する高齢者など様々な世代から助言・支援を受けることができる環境づくりを促進します。

<主な事業>

- 男女共同参画・子育て支援資金融資制度 ○事業所内保育施設の設置の促進
- 広島市男女共同参画推進事業所表彰 ○幼稚園・家庭・地域による教育の推進

② 子どもと子育てに関する理解の促進

児童福祉月間行事などにより、子どもと子育てに関する理解を深め、社会全体で子どもを育てる意識の醸成を図ります。

<主な事業>

- 児童福祉月間 ○子育てハンドブックの作成（再掲）

③ 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

家庭や地域社会が、男女共同参画の視点から協力しながら子どもを育てることができるよう、情報誌の配布などにより、男女共同参画意識の啓発を図ります。

<主な事業>

- 男女共同参画情報誌の作成 ○小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成

(2) 地域における子育て環境の充実

【現状と課題】

- 核家族化の進展や地域のつながりの弱体化などにより、子育てに対する不安を一人で抱え込むなど、親の孤立化が生じています。子育てに関する悩みや不安を感じている家庭を含め、全ての子育て家庭に対し、地域の関係機関等が連携して支援をしていけるよう、地域団体等の活動に対する支援などを行い、地域コミュニティにおける子育て力を高めていく必要があります。
- 子どもや子育て中の人などが、より安全・快適に暮らすために、公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化を進めるとともに、思いやりやもてなしの心を持った対応についての啓発や整備状況等の情報提供を充実させる必要があります。
また、子育て支援のため、児童館など地域の身近な施設の有効活用を図る必要があります。

【主な施策展開】

① 地域での多様な交流機会の提供

地域子育て支援センターにおける、子育て家庭に対する相談・助言や、子育ての情報提供等とあわせ、関係機関と連携したボランティアの育成や、地域のオープンスペースへの助言等の実施により、地域の子育て力の向上を支援します。また、オープンスペースの開設が困難な地域に出向いてオープンスペースを開設する取組を検討することにより、身近な地域での子育て環境の充実を図ります。

また、地域団体やボランティア団体等と連携し、子育て家庭と子育て支援を希望する高齢者との交流の場を開くなど、地域の幅広い世代が子育てを支援する仕組みを構築できる環境づくりを検討します。

<主な事業>

- 地域子育て支援拠点事業
- 地域のオープンスペースへの支援の充実（再掲）
- 公民館学習会・子育て支援事業

② 子育てしやすい環境整備の推進

公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進し、施設の整備状況についてより充実した情報提供を行います。

イベント等の開催時に、乳幼児連れの子育て家庭に配慮した会場設営や運営に努めるなど、安心して外出できる子育て環境の整備に取り組みます。

また、児童館の整備を進め、子育て支援の場や児童健全育成団体の活動の場としての利用促進を図ります。

子育て中の世帯が、親世帯の近くに住み替えることにより、親子間の子育てや生活支援・見守りなどの支え合いを促進するための取組について検討します。

<主な事業>

- 福祉のまちづくりの推進
- 交通施設のバリアフリー化の推進
- 低床車両（バス、電車）の導入促進
- 妊産婦等が利用しやすい公共施設等の案内図の公開
- 児童館運営・整備（再掲）

目標	指標	25年度実績	31年度目標
地域のオープンスペースが各小学校区に1か所設置されるよう支援の強化を図ります	地域のオープンスペースが開設されている市内の小学校区数	116 /141	141 /141
市の施設の福祉環境整備率を高めます	市の施設の福祉環境整備率 (学校は整備率の対象から除く)	73.7%	75.4%

(3) 子育てと仕事の調和のための就労環境の整備

【現状と課題】

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 25 年 9 月）によると、生活の中で、家事や育児、プライベートの時間を優先したいと思っても、現実には仕事時間の優先度が高くなっている状況があります。育児休業制度の定着と利用促進など、子育てと仕事の調和に向けた環境を整備する必要があります。
- また、同調査によると、現在就労していない母親のうち、約 7 割が将来的に就労することを希望しています。子育て等を理由として仕事をいったん中断した後、再び就労を希望する女性への支援、男女ともに働きながら子育てができる多様な就労形態に対応した支援を行う必要があります。

【主な施策展開】

① 子育てと仕事の調和のための就労環境の整備

子育て支援に積極的に取り組む中小企業に対する融資制度の普及や市の入札制度等における優遇措置を行うとともに、事業所内保育施設の設置促進などにより、企業の仕事と子育ての両立に向けた環境整備を支援します。

また、育児休業制度の充実などの就労環境の整備について、民間事業所等の表彰や研修会の開催などにより、事業者に対する周知、啓発を行います。

<主な事業>

- 男女共同参画・子育て支援資金融資制度（再掲）
- 広島市男女共同参画推進事業所表彰（再掲）
- 事業所内保育施設の設置の促進（再掲）
- 事業所向け男女共同参画支援講座の実施

② 多様な就業ニーズを踏まえた就労支援の充実

地域のニーズ等を反映した職業訓練コースの設定に向けて国や県と連携を強化することにより、女性の就労を支援します。また、再就職を希望する女性に対する就労支援相談や講座の開催のほか、就労継続を希望する女性が働き続けることができるよう、多様な働き方に関する情報提供を行います。

<主な事業>

- 県・市連携による委託訓練コースの設定に係る仕組みを構築するための検討

(4) 安全・安心なまちづくり

【現状と課題】

- 各地で、子どもが不審者から声をかけられたり、あとをつけられたりするなどの事案が多く発生しており、登下校中等の子どもの安全確保が重要な課題となっています。このため、防犯意識の高揚、地域の自主的な防犯活動への支援など市民が安心して暮らせる犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する必要があります。
- 子どもの交通事故件数は年々減少していますが、自転車乗車中の交通事故が多く、自転車運転マナーの向上が急務となっています。
- 8.20 豪雨災害を踏まえ、教職員等の危機管理意識の醸成と、子どもへの防災教育の充実を図る必要があります。

【主な施策展開】

① 地域ぐるみで子どもの安全を守る態勢づくりの推進

安全意識啓発マップづくりや防犯教室を小学校全クラスで実施し、子どもの危険回避能力と危機対処能力の向上を図ります。

登下校時間を中心に、散歩や買い物などの際に多くの市民が見守り活動を行う「8・3運動」を推進するほか、「見守り活動 10 万人構想」を掲げ、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進します。

また、市民、事業者及び行政が連携・協働し、市民の意識啓発や防犯活動への支援などの取組を推進します。

<主な事業>

- 子どもの安全対策推進事業
- 「こども 110 番の家」事業
- 「減らそう犯罪」推進事業
- 地域安全活動事業の促進
- 地域防犯カメラ設置補助事業

② 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた取組の推進

学校等において、歩行者のマナーや正しい自転車の乗り方などについての交通安全教育を推進します。

<主な事業>

- 学校での交通安全教育の推進
- 中・高校生に対する自転車教本の作成
- 自転車運転免許制度の実施

③ 防災意識の向上に向けた取組の推進

幼稚園、保育園、学校において、防災教室等の各種行事や各教科等を通じて子どもの防災意識の向上を図るための取組を行うとともに、研修等により教職員等の危機管理意識の醸成を図ります。

また、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域の学校等においては、避難場所及び避難経路の選定や避難訓練等について専門家の助言を受けながら、避難マニュアルの作成・改訂に取り組みます。

<主な事業>

- 教職員等への研修会の開催
- 避難訓練の実施及び避難マニュアルの作成・改訂

(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進**【現状と課題】**

- 社会環境の変化や地域のつながりの弱体化などの影響により、家庭や地域の教育力、子どもの社会性や体力の低下などが懸念されています。このため、子どもが、自ら考え、判断し、様々な問題に積極的に対応することができるよう、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学ぶ意欲などを身につけさせ、「生きる力」を育成する必要があります。
- 豊かな感性や体力を育むため、芸術や文化、スポーツに関する様々な体験をする機会を提供する必要があります。
- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育が重要であるため、教育の質の向上と幼児期から学童期を通して一貫性のある教育を行う必要があります。
- 基本的な生活習慣が身につけていない子どもが増加傾向にあるため、家庭・学校・地域社会が連携して取り組む必要があります。

【主な施策展開】**① 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をはぐくむ教育の推進**

ひろしま型カリキュラムや少人数教育の推進等により、基礎的・基本的な知識や技能をより一層確実に身につけさせるとともに、これらを活用して課題解決に必要な思考力・判断力・表現力の育成を図ります。また、教員の指導力の向上・授業改善を推進します。

感動体験推進事業、文化の祭典、D○スポーツ体育指導者招へい事業などにより、文化や芸術、スポーツを体験するための機会を提供します。

<主な事業>

- 「ひろしま型カリキュラム」の推進
- 少人数教育の推進
- 感動体験推進事業
- 文化の祭典
- D○スポーツ指導者招へい事業
- 小・中学生の文化施設観覧料等の無料化

② 小学校教育との連携など就学前教育の推進

就学前教育・保育推進プログラムの研修会、各小学校区における実践研究、「園へ行く週間」などの実施により、幼稚園や認定こども園、保育園、小学校の連携を推進するとともに、教員等の資質向上を図ります。

<主な事業>

- 就学前教育・保育推進事業
- 教員の資質向上

③ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

学校・家庭・地域社会が連携して教育の充実・強化を図りながら、望ましい食習慣の定着や電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりを推進するための取組などを実施し、子どもの基本的な生活習慣の定着を図ります。

<主な事業>

- ふれあい活動推進事業
- まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト
- 広島市食育推進計画の推進（再掲）
- 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業

(2) 多様な教育の推進

【現状と課題】

- 子どもたちに被爆体験を確実に継承し、自らが被爆の実相を通して考え、世界恒久平和の実現に向けて行動することのできる子どもたちを育成する必要があります。
- 未来を担う子どもたちが、環境問題に関心を持ち、環境保全に参加する態度及び環境問題を解決するための能力を身につけることができるよう、環境教育を充実させる必要があります。

【主な施策展開】

① 平和教育・学習の推進

平和教育プログラムについて、実践協力校による授業公開等によりその指導方法等の周知・啓発を図るとともに、様々な事業を通じ、子どもたち一人一人に被爆体験を確実に継承し、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を養います。

<主な事業>

- こどもたちの平和学習推進事業
- 小・中・高校生によるヒロシマの継承と発信
- 中・高校生ピースクラブの開催
- 修学旅行生への被爆体験講話等

② 環境教育の推進

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、環境教育に係る全体計画及び年間指導計画に基づき、環境教育を実施するとともに、地域の美化・清掃活動や緑化推進活動、自然観察等の取組を推進します。

<主な事業>

- 学校等における環境美化教育の推進（環境ポスターの募集）
- こどもエコチャレンジ
- 広島地球ウォッチングクラブ事業

(3) いじめ、不登校、非行等対策の充実

【現状と課題】

- 小・中・高等学校のいじめの認知件数は、平成25年度から「いじめの未然防止」、「認知したいじめへの適切な対応」、「基盤となる教職員の力量アップ」の3つを柱とした「いじめに関する総合対策」に取り組んだことにより、減少しています。
- 小・中・高等学校の不登校児童生徒数と中・高等学校の暴力行為の発生件数は、減少傾向にあるものの、小学校の暴力行為の発生件数は増加傾向にあり、依然として憂慮すべき状況にあります。
- これらの、いじめ、不登校、暴力行為等の解決に当たっては、家庭、学校、地域社会が一体となり、社会全体で取り組むとともに、未然防止や早期発見・早期対応等の取組を充実させる必要があります。

【主な施策展開】

① 相談支援機能の強化

子どもが気軽に相談できる窓口の周知に引き続き取り組むとともに、身近な相談窓口である区役所こども家庭相談コーナーを全区に拡大するなど、子どもに関する相談支援機能の強化を図ります。

いじめ、不登校、暴力行為等の解決に向け、各学校における未然防止の取組の充実や早期発見・早期対応のためのスクールカウンセラーの活用等の教育相談体制の強化を図ります。

「いじめ防止対策推進法」や「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、「いじめに関する総合対策」の取組を推進します。

また、「いじめ110番」24時間電話相談窓口や「子どものいじめ」に関する情報提供窓口の設置など、いじめに関する相談・通報体制を整備します。

ネット上でのいじめ等の早期発見・早期対応を図るためにネットパトロールを実施し、学校等へ情報提供を行うとともに、内容によってはサイト管理者に書き込み等の削除を依頼し、事件性のあるものは警察に通報するなど、迅速かつ適切に対応します。

青少年総合相談センターでの年々複雑多様化する相談に適切に対応するため、関係機関との連携を緊密にするとともに、相談支援体制の充実を図ります。

児童相談所への保護者等からの相談に対しては、子どもやその家庭の状況等を踏まえて、学校、警察などの関係機関と十分な連携を図るとともに、子どもや家庭に対する共通の認識に立った一体的な援助・支援活動を行います。

<主な事業>

- 家庭児童相談室（こども家庭相談コーナー）の運営（再掲）
- いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導支援員の配置
- ネットパトロールの実施 ○青少年総合相談センターの運営（再掲）

② 学校・家庭・地域社会における連携の強化

中学校区に設置している「ふれあい活動推進協議会」等を活用し、家庭・学校・地域が連携し、多様な体験活動等の充実を図ります。

<主な事業>

- ふれあい活動推進事業（再掲） ○まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト（再掲）

(4) 青少年の健全育成

【現状と課題】

- 10代の人工妊娠中絶率は平成22年度以降減少傾向にありますが、さらに改善する必要があります。
望まれない妊娠や児童虐待の未然防止等のためにも、学齢期だけでなく、働く若年期の若者に対して、いのちの大切さや性・性感染症予防に関する正しい知識の普及が必要です。
- 未成年者の飲酒・喫煙を防止するため、未成年者及び未成年者を取り巻く大人に対し、飲酒や喫煙の害を周知する必要があります。
- 不登校やひきこもり等の件数は減少傾向にありますが、依然として多く、こころの問題に対する相談支援体制を充実させる必要があります。
- インターネットや携帯電話などの普及に伴い、有害情報への接続や子どもの基本的な生活習慣の阻害などの問題が顕著になっており、電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりを行う必要があります。
- 暴走族や非行少年グループへの加入防止や離脱に向けた取組と、家庭、学校、地域社会、関係機関などの連携を一層強化した取組を行う必要があります。

【主な施策展開】

① 健全な心身の育成

小学生を対象とした「乳児とのふれあい体験」や、中・高校生を対象とした「思春期保健教室」に加え、青年期の若者に対する命の大切さへの理解や、望まない妊娠を防ぐための取組の充実を検討します。

家庭や地域の理解と協力を得て、飲酒喫煙防止教育を推進するとともに、学校、地域団体、関係団体、関連事業者、行政で構成する「広島市未成年者の禁酒・禁煙環境づくり事業実行委員会」の活動を通じて、飲酒・喫煙防止の普及啓発の取組を行います。

こころの悩みの相談先を周知するとともに、相談対応に当たる職員の相談技術の向上を図るなど、こころの問題に対する相談支援体制の充実を図ります。

7月を「青少年によい環境をあたえる運動月間」、11月を「青少年健全育成強調月間」として定め、それぞれ青少年健全育成に関する事業を地域において集中的、効果的に実施することにより、市民意識の高揚と啓発に取り組めます。

<主な事業>

- 思春期保健対策事業（再掲） ○こころの健康相談
- 未成年者の禁酒・禁煙を徹底する環境づくり事業
- 青少年によい環境をあたえる運動 ○青少年健全育成強調月間

② 青少年を取り巻く有害環境への対応

ノー電子メディアデーの実施や電子メディアに関する講習会の開催など、家庭・学校・地域社会が連携して、電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりを推進するための取組を実施します。

非行少年グループなどの活動が見受けられる地域、家庭、学校からできるだけ幅広く地域情報を入手し、青少年指導員等の街頭補導活動により、早期発見・早期指導が行えるようにします。また、非行少年を生まない、悪質化させない環境づくりをまちぐるみで行うとともに、居場所づくり支援や就労・就学サポートなどにより、非行少年の立ち直りのための支援を行います。

<主な事業>

- 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業（再掲）
- 非行防止地域巡回事業 ○非行防止活動推進事業 ○非行防止自立支援事業

目標	指標	25年度実績	31年度目標
10代の人工妊娠中絶率を減らします	人工妊娠中絶率 (15歳～19歳女子人口千対)	8.2	6.5